

## 随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月  
独立行政法人海技教育機構

## 1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも 20 年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

## 【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		( %)	( %)
一 般 競 争 入 札 等	競争入札			(47%) 22	(36%) 50,729
	企画競争	( %)	( %)	( %)	( %)
随意契約		(100%) 47	(100%) 138,997	(53%) 25	(64%) 88,268
合 計		(100%) 47	(100%) 138,997	(100%) 47	(100%) 138,997

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		( ) %	( ) %
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	( ) %	( ) %		
随意契約		(100%) 2	(100%) 4,990	(50%) 1	(38%) 1,890
合 計		(100%) 2	(100%) 4,990	(100%) 2	(100%) 4,990

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		( ) %	( ) %
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	( ) %	( ) %		
随意契約		(100%) 45	(100%) 134,007	(53%) 24	(64%) 86,378
合 計		(100%) 45	(100%) 134,007	(100%) 45	(100%) 134,007

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準については、国の基準と同基準となっている。

(3) 随意契約の公表の基準については、公表項目に予定価格、落札率及び再就職の役員の数を追加し、国と同基準とする。

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期  
平成19年12月までに、以下の措置を講じ、平成20年1月以降、順次実施し、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、遅くとも平成20年度から一般競争入札等に移行する。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載

(1) 総合評価方式の導入拡大

公共工事、調査研究、広報業務等について、総合評価落札方式による一般競争入札の導入に向け、国土交通省と協議を踏まえ検討を行う。

(2) 複数年度契約の拡大

教材であるシミュレータ等については、既に複数年契約を実施しているが、OA機器その他の契約に係る賃貸借契約についても複数年契約を実施できるよう検討を行う。

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、公告の方法等について検討を行う。

3. その他の取り組み

従来からの長期継続契約（電気、ガス、水道、電気通信関係）については、毎年度競争環境に移行する諸条件が整っているか否かを点検し、その結果を把握するとともに慣例的な契約になっていないかなど運用状況の改善に努める。